



Press Release

報道関係者 各位

【照会先】 秋田労働局職業安定部職業対策課 職業対策課長 畠山 徹

平成 31 年3月4日

外国人雇用管理セミナーを開催します

~適切な外国人材の受入れ・適正な労働条件や雇用管理~

先般、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下「改正入管法」という。)が成立し、平成31年4月より、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人労働者の受け入れが開始されます。秋田県では、生産年齢人口の減少と高齢化の急速な進展等により著しい人手不足が続いておりますが、その解決策の一つとして幅広い分野での外国人雇用が考えられます。

秋田労働局としても、外国人が安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善、社会保険の加入促進など、受入れ環境の整備に積極的に取り組むこととしております。

このため、今般、現時点でお示しできる改正入管法等の概要及びハローワーク等で行う外国人 雇用対策への理解を深めていただくため、秋田県との共催により標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

記

- 1 開催日時 平成 31 年3月 12 日(火) 13 時 30 分~15 時 30 分
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎8階 大会議室
- 3 主 催 秋田労働局及び秋田県
- 4 内 容 改正入管法の概要、外国人の募集・採用、外国人の雇用管理、技能実習制度の活用
- 5 参加方法 どなたでも参加でき、事前申込みは不要ですが、定員 200 名に達した場合は、会場 へご案内できない場合がありますので、予めご了承ください。



外国人雇用管理セミナー

ご案内

秋田労働局並びに秋田県は、外国人の雇用対策への理解を深めていただくためのセミナーを開催します。

企業の実務担当者、経営者の方など、大勢の方のご参加をお待ちしております。

開催日時 · 会場

秋田市

定員200名

3月12日(火)

13:30~15:30

秋田県庁第二庁舎8階 大会議室 秋田市山王3丁目1-1 開

催

内

容

(1)改正入管法の概要

(2)外国人の募集・採用

(3)外国人の雇用管理

(4)技能実習制度の活用

(5)その他

申込み

●事前の申込み不要

ただし、定員200名に達した場合は、会場へ ご案内できない場合がありますので、予めご了 承ください。

実施機関等

方法

秋田労働局 / 問い合わせ先 018 (883) 0010 秋田県産業労働部雇用労働政策課 018 (860) 2301